

安政江戸地震にみる鹿嶋屋東店の施行 — 安政二年十月「地震并類焼手当覚」から —

小酒井 大 悟*

目次
はじめに
一 「地震并類焼手当覚」の基本的性格
二 手当の内容
おわりに
【資料翻刻】

キーワード 鹿嶋屋東店 安政江戸地震 施行

はじめに

安政二年（一八五五）十月二日に発生した安政江戸地震。東京湾の北部を震源とし、地震の規模はマグニチュード七前後と推定されるこの地震は、江戸の人や建物に大きな被害をもたらした。地震直後から、幕府による御救い小屋の設置や富裕な町人による施行など、被災者の救済が行われ、その内容や意義については、従来の研究でも、詳しく分析されてきたところである¹⁾。

さて、この地震で、とくに被害が大きかった地域の一つが深川である。このうちの深川島田町（現江東区）に、幕末に勘定所御用達も勤めた江戸屈指の大手・鹿嶋屋東店（当主は清左衛門）があった。東店もこの地

震によって被害を受けつつも、すぐに被災者の救済に乗り出さねばならなかったが、その規模や内容とは、いかなるものだったのか。

そこで、注目したいのが、東店の資料として伝来した、安政二年十月「地震并類焼手当覚」である²⁾。安政江戸地震の発生後程なく東店が行った施行の記録で、東店の施行の規模や内容を詳しく知りうる、ほとんど唯一の資料といってよい。小稿は、この「地震并類焼手当覚」翻刻を行うとともに、その内容紹介と若干の考察を行おうとするものである。これにより、安政江戸地震後にみられた富裕な町人による被災者救済の一端に迫りたい。なお、行論の都合上、「地震并類焼手当覚」の翻刻は、本稿末尾に掲げているので、適宜参照願いたい。

一 「地震并類焼手当覚」の基本的性格

まずは、対象とする「地震并類焼手当覚」（以下、本帳とする）とは、どのような資料なのかを確認しておこう。

本資料の形式は横帳で、寸法は縦二二・四センチ×横三四・二センチ。白紙を含め、一八丁からなる記録である（表紙と裏表紙は除く）。

表紙には「安政二年十月 日」とあり、日には明記されていないが、十月二三日付の記載がみられることから、本帳は、安政二年十月二日の地震発生から一か月と経たない段階で作成されたと考えられる。抹消部分も少なからず見られ、浄書されたものでないこと、また、裏表紙に楷

*東京都江戸東京博物館学芸員

【表1】安政2年10月「地震并類焼手当覚」の内容

番号	金		銀		手当先に基づく区分	
	両	分	朱	匁		
①	45				1 東店所持屋敷の家主への手当	
②	23	2			2 材木店所持屋敷家主・住民などへの手当	
③	15	1		2	5	3 東店、材木店と付き合いのある商人・文人などへの手当
④		2				4 東店所持屋敷住民への手当
⑤	5	2				
⑥	4	1				
⑦	1					
⑧	2	2				
⑨	1	3				
⑩	2	2				
⑪	3					
⑫	1	2				
⑬		1				
⑭		1				
⑮	14	1				5 東店に尽力する職人らへの心付
⑯	12					6 東店「出入之者」への手当
⑰	11	1				
⑱	3	3				
⑲	3	2				
⑳		1				
㉑	1	2				
㉒		3				
㉓	1	1				
㉔	4	2				
㉕	5	2				
㉖	73	2				7 平野甚四郎ら町名主四名の支配町への手当
合計	238	3		2	5	

*安政2年10月「地震并類焼手当覚」(98002525)より作成。

書で書かれた「地震」の二文字は、当時のただならぬ、不穏な雰囲気をも物語るようである。

本帳の内容は、鹿嶋屋東店とその一門の材木店(後述)が資金を出して行った被災者への手当の記録である。おもな内容を整理して示すと、【表1】のようになる。

これによれば、東店と材木店が被災者に手当として支出した額は、合計金二三八両三分と銀二匁五分になる。本帳の各所では、東店や材木店が支出した手当額の合計(①〜㉖)があり、これらを手当の対象に沿っ

て整理すれば、おおよそ、七つに分けられる(表中「手当先に基づく区分」欄の1〜7)。

このうち、「2 材木店所持屋敷家主・住民などへの手当」「3 東店、材木店と付き合いのある商人・文人などへの手当」に区分される手当に、材木店からの支出が認められる。東店と材木店の支出は、用いられる金の単位によって区別され、東店は両・分・朱、材木店は疋によって、それぞれの支出金額が記されている(本表ではすべて、両・分・朱に、金の単位をまとめている)。そのため、区分2の記載はすべて疋、区分3

【表2】東店による家主への手当

No.	所在	名前	金		符丁	備考
			両	分		
1	永代寺門前町	七三郎	2			
2	山本町	新右衛門	2			
3	(永代寺門前町)	久蔵	2			朱雀・玄亀像箱書より比定
4	(山本町)	金平	2			雌獅子頭箱書より比定
5	(東仲町)	治助	2			雌獅子頭箱書より比定
6	(山本町)	国太郎	3			雌獅子頭箱書より比定
7	(六間堀)	幸太郎	3			雌獅子頭箱書より比定
8	(居付家主)	熊吉	2			朱雀・玄亀像箱書より比定
9		平三良	2			
10		傳兵衛	2			
11	(居付家主)	善八	2			朱雀・玄亀像箱書より比定
12	仲町	金之介	3			
13	常盤町	徳蔵	3		ヤ	
14	柴井町	平助	3		ヤ	
15	猿若町三丁目	甚右衛門	2		ヤ	他所地面住居半潰
16	田原町	萬次郎		3	ハ中	
17	小網町	平右衛門		3	ハ中	
18	室町貳丁目	又兵衛		3	ハ中	
19	新網町	卯助		3	ハ中	
20	新両替町	嘉一郎		2	ハ小	
21	駿河町	富右衛門		3	ハ中	
22	元数奇屋町	卯兵衛		2	ハ小	
23	堀江三丁目	辰四郎		2	ハ小	
24	高砂町	新七		2	ハ小	
25	元数奇屋町	彦八		3	ハ中	
26	尾張町	源兵衛		2	ハ小	
27	按針町	元右衛門		2	ハ小	
28	堀江四丁目	万兵衛		2	ハ小	
29	堀江四丁目	卯之助		2	ハ小	
30	堀江四丁目	伊助		2	ハ小	
31	堀江貳丁目	米次郎		2	ハ小	
32	室(町ヌケカ) 壱丁目	源次郎		2	ハ小	
合計			45			

〈典拠〉

- ・弘化5年2月「四神像 朱雀」(98002292)、同「四神像 朱雀」(98002294) 箱書
- ・安政2年10月「地震并類焼手当覚」(98002525)
- ・安政5年3月「雌獅子(獅子頭)」(98002313) 箱書

では、両・分・朱と疋の、両方の単位が用いられている。材木店は、文化十五年(一八一八)三月に、靈岸島四日市町(現中央区)の鹿嶋屋本店から別家して成立した家で、材木問屋を営んだ。東店の成立後はその一門を構成し、屋敷も東店の近くに³⁾あった。一門を構成していた他の店の動向は不明であるが、地震の発生から程なく、東店と材木店が被災者の救済に乗り出した。本帳は、その内容を詳しく知ることができ、貴重な記録なのである。

二 手当の内容

それでは、地震発生を受けて東店や材木店が行った各所への手当の内容を、前述の区分に沿ってみていこう。

1 東店所持屋敷の家主への手当

地震後、東店は、自らの抱屋敷を管理する家主(資料上は「家守」の

表記もみられるが、以下、「家主」で統一）たちに手当金を支給している。その内容を示した【表2】によれば、三二名の家主たちに対し、金額は合計四五両であった。

【表2】の家主らが管理する東店の所持屋敷の所在は、二例ほど不明なものを除けば、ほぼ判明する。No. 8と11の居付家主熊吉・善八が深川島田町の屋敷を管理していたとすると、東店の所持屋敷は二二か所ほどに分布していたことになる。

家主の数三二名、所持屋敷の所在二二か所、という数字は、弘化五年（二八四八）や安政五年（一八五八）時点でのものと近似する⁴。したがって、東店は、基本的に全ての所持屋敷とこれを管理する家主らに手当を支給したと解して大過ないだろう。

家主らに支給される金額は、二両か三両、あるいは二分か三分であり、均一ではなかったようである。この違いが何に基づくのは判然としないが、本帳の符丁（のような記載）と関係があるようである。とくに、金二分は「ハ小」、金三分は「ハ中」といった符丁が記されている。それぞれの符丁の意味、また符丁がないものについてはどう理解すべきか、といった点は、今後の検討課題としたい。

2 材木店所持屋敷家主・住民などへの手当

材木店でも、自らの所持屋敷の家主や住民などへの手当がみられた。材木店の所持屋敷について知られる資料は限られるが、弘化五年段階では少なくとも、九名の家主が確認できる。そして、彼らの管理する材木店の抱屋敷も九か所にあったことがわかっている。本帳の当該区分では、一三名ほどの家主が確認され、「入舟町 家主」と肩書された青吉を除くと、管理する屋敷の所在についての記載はみられない。ただし、弘化五年以来の家主三名については、彼が管理する屋敷の所在が知られ、家主重五郎は入船町、同傳八は駒込肴町、同源兵衛（本帳では同名の家

主が二名確認できるが、そのいづれか）は小伝馬町となる。

また、「〇〇店」と肩書きのある者は、家主の管理する屋敷の店子である。「書役」あるいは「大和屋」の肩書きのある者も、所属する家主は不明ながら、やはり同様に材木店の所持屋敷の住民と考えられる。肩書きのない者についての判断は難しいが、屋敷の住民、もしくは材木店の奉公人などの可能性をひとまずは指摘しておく。

ここまでの手当金の額は、材木店の支出であり、疋が単位として用いられている。二〇〇疋と一〇〇疋の二種類が認められ、後者が大部分を占めていることがわかる。ただし、とくに符丁のような記載もなく、この額の差がどのような基準に基づいているのかは不明である。

当該区分の末尾で、金一〇〇疋ずつが支給されている「木場番人」庄助、「入船町番人」彦十、「木ば（場）」茂八の三名は、材木店が近隣の木場町・入船町という町組織に支給した手当の一環と解される。

このように、材木店は、抱屋敷の家主や住民のほか、材木店の奉公人とみられる者、また木場町・入船町といった組織に手当を支給していた。

3 東店・材木店と付き合いのある商人・文人などへの手当

区分3では、金の単位が両・歩・朱と疋の二種類がみられるように、東店が支出した手当と材木店が支出した手当の両方が記載されている。両家から手当を支給されている者たちの素性は多様であり、両家との関係も特定の範疇では説明しきれない。

東店から手当を支給されている者のうち、他の資料から名前や屋号がわかるのは、「桶辰」|| 桶屋辰五郎、「八百平」|| 八百屋平蔵、「松本」|| 松本忠次郎もしくは久兵衛、「福安」|| 福田屋安三郎で、彼らは安政五年に、東店の屋敷神である富永稻荷の祭りに用いられる獅子頭（雌雄一対）の奉納者に名を連ねている。「豆腐屋」も獅子頭奉納者であるならば、名は喜三郎である可能性がある。「蒔絵師 交玉」は、原羊遊齋

の門人の一人として知られる岩崎交玉であろう。晩年、彼は鹿嶋屋本店の清兵衛家に召し抱えられるなど、鹿嶋一族と浅からぬ関係があったようであるが、安政二年段階で、東店と何らかの交流があったことになる。区分3末尾の「同（平野氏、引用者補足）手代」の惣介は、深川島田町など一帯を管轄する町名主・平野甚四郎の手代である。甚四郎への手当金は材木店が支出しているのので、東店は材木店と分担して平野家への手当金を支出したと考えられる。

一方、材木店から手当を支給されている者のうち、「島田町 卯右衛門」は、材木店の所持屋敷を管理する家主である。「内藤様 定代」とは、延岡藩内藤家の家中の者を指すとみられる。内藤家は、東店から大名貸しを受けていたが、材木店とも何らかの関係があったのかもしれない⁶。「花月堂」（花月堂保寿）、「駕籠屋佐七」、「春屋金兵衛」、「魚屋藤吉」は富永稻荷に獅子頭を奉納した者たちであり、材木店も彼らと商売などの関係があったと考えられる。「平野氏」については、前述のとおりである。

なお、区分3には、非人に対する銭での手当も記載されている。東店と材木店のいずれが支出したのか、また両家との関係性については、現在のところ不明とせざるを得ない。

4 東店所持屋敷住民への手当

区分4は、東店が各所で所持し、家主に管理を委ねていた所持屋敷住民への手当を記すものであり、その内容を整理したものが【表3】である。

本表によれば、東店が手当金を支給したのは、八か所の所持屋敷となり、計八一世帯となる。なお、孫店とは、母屋にさしかけて造った店を指し、仲町・東仲町・常盤町の屋敷にはこの孫店が造られ、そこに居住する世帯があった。これらの世帯が居住する屋敷が、地震によって潰れてしまったり、火災にあつたりしたため、居住者への手当金が地主の東

【表3】東店の所持屋敷住民への手当内訳

No.	所在	家主	被害	救済世帯数 軒	内孫店 軒	手当金 分	計	追加手当
1	(永代寺門前町)	七三郎	潰	2		1	2分	
2	山本町	金平	類焼	22		1	5両2分	
3	山本町	国太郎	類焼	17		1	4両1分	金1両：周碩老母・伴2名横死につき
4	仲町	金之助	焼	10	3	1	2両2分	
5	東仲町	次助	潰	7	2	1	1両3分	
6	(永代寺) 門前町	久蔵	潰	10		1	2両2分	
7	常盤町	徳藏	焼	12	12	1	3両	金1両2分：由兵衛の妻・女子、計3名横死につき 金1分：地借留吉難渋の由、家主願いにつき
8	田原町	万次郎	(怪我)	1		1	1分	
合 計				81軒			23両	

(註)

- 1) 安政2年10月「地震并類焼手当覚」(98002525)より作成。
- 2) 表中の()は筆者による補足。
- 3) No. 8は万次郎の店子金兵衛の怪我によるもの。単位は人。

店から支給されたのである。

手当金は、原則として、各世帯に金一分ずつであった。各世帯で、死者が出た場合は、生き残った者に追加で手当金が支給されていたようである。家主国太郎が管理する山本町の屋敷に居住していた周碩は、その母と子の三名が死亡したとして金一両が、また、家主徳蔵が管理する常盤町の屋敷の孫店に居住していた由兵衛は、妻と娘の三名が死亡したとして金一両二分が、追加で支給されていたことがわかる。死者一人につき、金二分が追加で支給されていた計算になる。このほか、常盤町の屋敷地に地借として居住していた留吉が経済的に困難な状況に陥っていたようであり、家主徳蔵の願いにより、金一分の手当金が留吉に支給された。

こうして、地震後、東店が被害の出た所持屋敷の住民に支給した手当金額は合計二三両。これらは、家主を通じて各世帯に渡されたものと考えられよう。

5 東店に尽力する職人らへの心付

区分5は、末尾に「是は間際分引続骨折并後精々気を付候様申付候心付」とあることから、地震発生直後から仕事に励んできたこと、そして今後も精々気をつけるようにとのことで、東店から支給された心付が記載されているといえる。小計が二か所みられることから、二度にわたって東店から支給されたものと解される。

心付が支給されたのは、「近江屋」の屋号が記された一名を除き、鷹・大工・植木屋・木挽・建具屋・石屋・塗師・指物師・左官・洪屋・経師・畳屋・瓦師・屋根屋といった肩書が記されていることから、職人たちであったことがわかる。彼らは東店に出入し、抱えられていた職人たちであり、地震直後から東店の屋敷や関係施設の復旧に従事したのだろう。

この区分5から、東店が如上の職人たち一七名に、合計金二六兩一分

の心付を支給していたこととともに、地震後の東店の復旧に従事した人びと(の一端)が具体的に知られる。

6 東店「出入之者」への手当

冒頭に「出入之者」と書かれた区分6は、まさに東店を得意先とする商人や職人、または東店における婚礼などの諸儀式に手伝いに来る人びとへの手当の記録と解される。「○○宿」とあるのは、世帯に対する手当であろう。なお、「家主」の肩書を持つ者など、「出入之者」に含まれるのが適当なのか疑問な者も含まれるようであるが、これらの人びとの素性の詳細は今後の検討課題としたい。

こうした、東店の「出入之者」への手当は、金三二兩一分であった。

7 町名主四名の支配町への手当

最後の区分7は、四名の町名主らが管轄する町々に対する手当金である。

町名主の四名とは、平野甚四郎、津田傳左衛門、平野伊右衛門、鹿塩久右衛門である。嘉永二年頃の記録によると⁷⁾、彼らは深川の諸町を管轄する者であり、とりわけ平野甚四郎は、島田町を含め二〇か町という、突出した数の町々を担当している。

手当金の内訳をみていくと、まず、彼らの管轄する町の「即死人」二二一名に対し金一分ずつが、また「怪我人」一三七名には金二朱ずつが支給された。後者のうち一二名分は、各町の月行事の「世話料」として支給されたようである。

また、永代寺門前町(平野伊右衛門管轄)の東店の所持屋敷に居住し(家主は久蔵)、地震で潰れの被害にあった松蔵宅から人足三名が、おそらくは復旧作業のため「働」に出たことに対し、心付として金一分二朱が支給された。さらに、復旧作業や被災者の救済などに尽力したという

ことであろうか、「御褒美」の挨拶として名主に金二分、同じく手代らに金一分が支給された。

この区分7にみる手当金は、東店の経営とのかかわりの有無を問わない、居所の深川島田町や周辺の町の住民を対象とする点で、区分1～6の手当金とは異なっている。合計七三両二分となる区分7の手当金は、各町を通じて支給されたものと考えられる。

おわりに

以上、「地震并類焼手当覚」について、その内容紹介も兼ねて、若干の検討を行った。安政江戸地震の発生を受け、鹿嶋屋東店（や材木店）が実施した救済の規模と内容を、具体的に明らかにすることができたと考ええる。

経営面での関係がある者はもちろんだが、そうでない者も含めた深川島田町や周辺への手当金の支給は、深川の大店である東店の社会的立場に、ひとまずふさわしいものといえそうである。しかしながら、本帳に記された、合計金二三八両三分と銀二匁五分という手当金の額が、東店の経営規模に比して、決して高額でないことも事実である。たとえば、先行研究で言及されている、深川木場町の家持の和助という者の施行高は五四七両である。

小稿では、東店による施行の規模や内容の解明に終始したが、他の富裕町人の施行との比較を踏まえ、その意味を探ることは、今後の課題としたい。

【註】

1 安政江戸地震をめぐる研究は分厚い蓄積があるが、近年のものとして、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『東京都江戸東京博物館調査報告第一〇集』

関東大震災と安政江戸地震』（東京都江戸東京博物館・東京都歴史文化財団、二〇〇〇年）、新田太郎・北原糸子「災害史における時間認識と空間認識」（江戸遺跡研究会編『災害と江戸時代』、吉川弘文館、二〇〇九年）、滝口正哉「安政江戸地震」（北原他編『日本歴史災害事典』吉川弘文館、二〇二二年）、北原『地震の社会史』（吉川弘文館、二〇一三年、原著は『安政大地震と民衆』三二書房、一九八三年）などを挙げておく。とくに北原著書では、地震後の被災者救済について詳述している。

2 東京都江戸博物館所蔵、九八〇〇二五二五。以下、当館所蔵資料は、資料番号のみを記す。

3 材木店の成立経緯については、拙稿「鹿嶋屋東店の成立と展開」（『東京都江戸東京博物館紀要』第十号、二〇二〇年）、同「鹿嶋屋東店の慶事」（『東京都江戸東京博物館紀要』第十一号、二〇二二年）を参照。

4 前掲拙稿「鹿嶋屋東店の成立と展開」。

5 拙稿「鹿嶋屋東店と富永稲荷」（『特別展 大江戸の華―武家の儀礼と商家の祭―』展示図録、東京都江戸東京博物館、二〇二二年）。

6 前掲拙稿「鹿嶋屋東店の成立と展開」。

7 「重宝録」第十冊（『東京市史稿』市街編第四二、東京都、一九五五年）。

8 前掲北原著書。

【資料翻刻】

*凡例

- ・資料中の【1】などの番号は、翻刻者が内容に沿って付した区分で、【表1】「手当先に基づく区分」と一致する。
- ・丁数を()で補った。各丁の表裏の区切りは「」で示した。
- ・適宜、常用漢字に改め、体裁を変更した。

(表紙)

「

安政二卯年

地震并類焼手当覚

十月 日

」

【1】

(二丁目)

一、金貳両也

右御手当有難慥受取申候、以上

永代寺門前町

家守

七三郎

一、金貳両也

右御手当有難慥受取申候、以上

山本町

家守

新右衛門

一、金貳両也 久藏

一、金貳両也 金平

一、金貳両也 治助

一、金三両也 国太郎

一、金三両 幸太郎

(以下、抹消)

大破分 頭

金貳分 吉五郎

同 植木屋

金貳分 安五郎

潰れ 廻(カ)し師

金三分 時治郎

類焼 指物屋

金壹両 庄治郎

同 家根屋

金壹両 三右衛門

同 近江屋

潰れ妻子即死 藤兵衛

魚屋

藤吉

潰れ父即死 豆腐屋

豆腐屋

潰れ 福安

金貳分 福安

同
金貳分 八百平
同
金貳分 松本
(二丁目) 木ば
平三郎
傳兵衛
(抹消以上まで) 熊吉「
一、金貳兩也 熊吉
一、金貳兩也 平三良
一、金貳兩也 徳(カ)兵衛
一、金貳兩也 善八
仲町
一、金三兩 金之介
ヤ 常盤町
一、金三兩 徳蔵
ヤ 柴井町
一、金三兩 平助
ヤ他所地面住居半潰
猿若町三丁目
一、金貳兩 甚右衛門
ハ中 田原町
一、金三分 萬次郎
ハ中 小網町
一、金三分 平右衛門

ハ中 室町貳丁目
一、金三分 又兵衛
ハ中 新網町
一、金三分 卯助
十月廿三日 ハ小 新両替町
一、貳歩 嘉一郎「
(三丁目)
ハ中 駿河町
一、金三分 富右衛門
ハ小 元数奇屋町
一、金貳分 卯兵衛
ハ小 堀江三丁目
一、金貳分 辰四郎
十月廿三日
ハ小 高砂町
一、貳歩 新七
ハ中 元数奇屋町
一、金三分 彦八
ハ小 尾張町
一、金貳分 源兵衛
ハ小 安針町
一、金貳分 充右衛門
ハ小 本船町
一、金貳分 忠蔵(本条抹消)
ハ小 堀江四丁目
一、金貳分 万兵衛
ハ小 同町

一、金貳分 卯之助

八小 同町

一、金貳分 伊助

八小 同貳丁目

一、金貳分 米次郎

八小 宝壺丁目

一、金貳歩 源次郎

×金四拾五兩貳歩(貳歩以下、抹消)

(三丁目裏)六丁目表白紙

【2】

(六丁目裏)

善八店

一、金貳百疋 豊治郎

一、金百疋 寅吉

一、同 金七

一、同 七兵衛

一、同 善治郎

書役

一、貳百疋 定七

番人

一、金百疋 金介

入舟町 家主

一、同 音吉

家主

一、同 重五郎

同人店

一、同 源太郎

家主

一、金貳百疋 惣兵衛

同人店

一、金百疋 太兵衛

一、同 栄介

一、同 伊三郎

(貼紙)

惣兵衛店

いね屋

乙次郎

高木条(カ)

綱吉

きとく

(七丁目)

一、金貳百疋 熊藏

一、金百疋 安兵衛

一、同 由十郎

一、同 岩治郎

一、同 松五郎

一、同 伊之助

一、同 かね

一、同 七兵衛

大和屋

一、金貳百疋 藤三郎

一、金百疋 半七

一、同 源藏

一、同 伊之助

家主

一、金貳百疋 熊吉

五間堀

一、同 治兵衛
 一、同 同
 一、同 治兵衛店 喜兵衛
 一、同 同 勝五郎
 一、同 同 増五郎
 一、同 家主
 一、同 源兵衛
 一、同 同 元兵衛
 一、同 同 久蔵
 一、同 平三郎店 源治郎
 一、金貳百疋 忠兵衛
 一、金百疋 国蔵
 一、同 兼吉
 一、同 源兵衛店
 一、同 吉祥寺門前 植木屋
 一、同 家主
 一、同 仁兵衛
 貳百疋 十三
 百疋 五十四

木場番人
 一、金百疋 庄助
 一、同 入船町番人
 彦十
 木ば
 一、同 茂八
 (九丁目)
 金貳拾四兩(四兩抹消)
 三兩貳分
 【3】
 島田町
 一、金貳百疋 卯右衛門
 向川岸
 一、金貳分 卯之介
 一、金三分 桶辰
 一、金貳分 八百平
 一、金三分 松本
 一、金貳分 豆腐屋
 一、金壹兩 福安
 一、金貳分 栄秀一
 一、同 蒔絵師 交玉
 堀江町
 一、金五百疋 長次郎
 舟頭
 一、金百疋 平次郎

一、同 同
金次郎

入船町

五間堀店

一、金百疋 要助

内藤様

一、金百疋 定代

一、銭拾壹貫文 非人施し

代巻両式分ト拾匁(力)

一、金貳百疋 ぬし瓢亭

一、金貳百疋 花月堂

一、金三百疋 駕籠屋佐七

一、金百疋 同権頭

一、金三百疋 春屋金兵衛

一、金百疋 同搦人

一、金貳百疋 岡本屋弥吉

一、金貳百疋 鶴屋直吉

一、金百疋 魚屋藤吉

(十丁目)

一、金五百疋 平野氏

同手代

一、金壹分仁朱 惣介

但材店当名

三百疋一包ニいたす

メ金十五両壹分ト貳匁五分

【4】

七三郎店潰

一、金壹分宛 佐吉

鉄五郎

メ金貳分

メ貳軒

山本町

金平店類焼

一、金壹分宛 平六

松五郎

富五郎

徳次郎

富五郎

安兵衛

友八

熊次郎

庄次郎

多吉

弥兵衛

新次郎

伊兵衛

吉五郎

幸次郎

勘次郎

平蔵

五郎八

定吉

兼七

作次郎

金次郎

平三郎

忠兵衛

忠藏

宇八

藤吉

多吉

ノ金貳兩貳分

ノ拾人

常盤町徳藏孫店焼

一、金壹分宛

伊兵衛

松五郎

利助

豊吉

久藏

清次郎

次郎兵衛

(十二丁目)

由兵衛

同人妻・女子(抹消)

長吉

縫右衛門

源兵衛

安五郎

ノ金三兩

ノ十二人

一、金壹兩貳分

由兵衛

妻・女子

ノ三人

横死

同人店

一、金壹分

留吉

是は地借候得共難渡者之由家守仍願遣す

田原町万次郎支配怪我老人

一、金壹分

店子 金兵衛

ノ貳兩

【5】

一、金壹兩 鳶

吉五郎

一、金壹兩 大工

吉兵衛

一、金壹兩 植木屋

安五郎

一、金三分 木挽

弥兵衛

一、金三分 建具屋

豊次郎

一、金三分 石屋

勘兵衛

一、金三分 近江屋

藤兵衛

一、金三分 塗師

時次郎

一、金三分 指物師

庄次郎

一、金壹兩 左官

宇八

一、金三分 同

勘五郎(金三分抹消)

一、金貳分 洪屋

佐兵衛

一、金壹兩 大工

源次郎

一、金壹兩 経師 安兵衛
 一、金三分 畳屋 半次郎
 一、金壹兩貳分 瓦師 金平
 一、金壹兩 屋根屋 三右衛門
 〆金十四兩壹分

一、金貳兩貳分 大工 吉兵衛
 一、金貳兩貳分 同 源次郎
 一、金三兩 鳶 吉五郎
 一、金貳兩貳分 植木屋 安五郎
 一、金壹兩貳分 左官 宇八

〆金拾貳兩
 是は間際引続骨折并後精々気を付候様申付候心付

【6】

出入之者

(十三丁目)

京屋
 一、金壹分 万吉
 時計師
 一、金貳分 勘次郎
 増見屋
 一、金貳分 仁三郎
 新川屋
 一、金貳分 喜平
 高麗屋
 一、金貳分 高麗屋
 うた 無心ニ付綿入一・女帯一

一、金貳分 うき屋
 一、金貳分 嘉兵衛 同断
 一、金貳分 小くら屋

一、金貳分 若松屋
 一、金貳分 仁左衛門 外ニ玄米一俵添
 一、金貳分 鍵松

一、金貳分 三角
 一、金貳分 かよ
 一、金貳分 玄益
 一、金貳分 三春屋

八幡

一、金壹分 額堂

一、金貳分 釜鉄

一、金壹分 了我

一、金壹分 りう

一、金壹分 さを (本条抹消)

一、金壹分 ます

一、金壹分 徳助

一、金三分 鉄壁

一、金壹分 鶴のまる

築地

一、金壹分 築地

みよ

一、金貳分 小間物屋

長吉

一、金貳分 看売

茂吉

一、金貳分 仕立屋

一、金壹分

紋右衛門

一、金壹分

髪結

又吉

一、金貳分

庄川

安五郎

一、金壹分

あい

一、金壹分

行徳

一、金壹分

とみ

一、金壹分

式丁目送り

一、金壹分

新吉

一、金壹分

ゆき宿へ

一、金貳分

柳屋
助七

一、金拾壹兩壹分

一、金貳兩貳分

春日氏

一、金壹兩壹分

坪井氏

一、金三兩三分

按熊

一、金貳分宛

豊次郎

一、金壹分宛

源次郎

一、金壹兩壹分

卯右衛門

一、金壹兩壹分

大和屋

一、金壹兩壹分

按熊

一、金壹兩壹分

家主

一、金壹兩壹分

家主

一、金壹兩壹分

家主

一、金壹兩壹分

家主

惣兵衛

入舟同

熊吉

一、金三兩貳分

吉祥寺門前

仁兵衛

一、金壹分

大工

源次郎

同

利八

植安

豊次郎

大工

源次郎

大工

安五郎

一、金壹兩壹分

源次郎

清蔵

利八

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金壹兩壹分

一、金貳分宛

さわ宿

さく宿

せき宿

はな宿

とみ宿

きよ宿

万次郎宿

定吉宿・文助宿

メ金四両貳分

類焼二付
潰れ

一、金壹分宛

茂八宿

一、同 此分一ツ宿二付

数助宿

傳平同

松屋同

安次郎同

喜介同

伴蔵同

栄蔵同

為蔵同

亀吉同

由蔵同

金蔵同

しま

かね

たき

こと

(十五丁目)

かく

むめ

とり

ます

いと

やす

その

ぬい

メ金五両貳分

〔7〕

平野甚四郎

津田傳左衛門

平野伊右衛門

鹿塩久右衛門

右四人支配内へ遣ス分

一、金壹分宛 即死人 二百二十一人へ遣ス

一、金貳朱宛 怪我人 百三拾七人へ遣ス、此内十二人月行事世話料

一、金壹分貳朱 松蔵宿ヨリ人足三人、働ニ参り候心付

一、金貳分 御褒美ニ付名主へ挨拶

一、金壹分 右同断、手代へ挨拶

メ金七拾三両貳分

ノ四拾五両 抱地所家守手当之分
ノ百九拾三両三分ト式匁五分

二口ノ式百三拾八両三分ト式匁五分

(十六丁目〜十八丁目まで白紙)

「(裏表紙)

地震

」